平成２８年（フ）第６２号
福岡県久留米市花畑２丁目17番地２　プレアール花畑202号、住民票上の住所北九州市小倉南区沼緑町２丁目１番３号
破産者　森光　宏樹
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４２６号
札幌市東区北45条東15丁目３番１号　キラメック45―１号館103号
破産者　蝦名ミチ子
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４６号
東京都足立区梅田２丁目４番15―703号
破産者　浦野　重信
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９０号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目２番３―302号
破産者　武藤　　琢
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２号
秋田県由利本荘市石脇字山ノ神11番地323　トムズコートＤ棟
破産者　土門三生子
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１６号
秋田県由利本荘市三条字三条谷地190番地３
破産者　柳田　　葵（旧姓齊藤）
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第９号
川崎市多摩区南生田６丁目24番１号　レオパレスエトワール南生田　101、前住所川崎市多摩区南生田４丁目19番40―506号
破産者　守屋　昭宏
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
横浜市都筑区北山田１丁目８番12―302号
破産者　徳永　　弘
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９１号
川崎市高津区久末588番地３　サンハイツ梅が久保　Ｂ―202、前住所横浜市金沢区泥亀１丁目17番30号
破産者　堀田　暁久
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
川崎市高津区久末588番地３　サンハイツ梅が久保　Ｂ―202、前住所横浜市金沢区泥亀１丁目17番30号
破産者　堀田　光子
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９３号
川崎市宮前区馬絹1960番地１　プランドールビレッタ　Ｅ―102
破産者　大野　宏明
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２４３号
川崎市中原区上新城１丁目５番14号　コンフォート・エイト　101
破産者　川名　久子（旧姓荒木）
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７２号
川崎市川崎区浅田１丁目６番１―206号　ジェイパーク川崎
破産者　水野　睦男
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２９１号
川崎市多摩区生田１丁目24番26号　山亀１ｓｔ　101
破産者　磯田　博幸
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２９６号
川崎市多摩区西生田５丁目23番18号　エンゼル西生田Ｃ　101、前住所東京都大田区池上１丁目29番１号　ミリオンコート池上205号
破産者　中村　高章
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５９５号
名古屋市北区天道町２丁目16番地　サンハナブサ202号
破産者　村瀬　和彦
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７０２号
愛知県豊明市新栄町７丁目71番地、開始決定時の住所愛知県豊明市二村台５丁目１番地１豊明団地６棟106号
破産者　佐藤　謙治
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１２号
名古屋市北区大曽根１丁目30番10号　第２石田ビル401号
破産者　成田　浩二
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部